

宝塚市告示第 59 号

政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付に係る指定納付受託者の指定について

地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定の規定により、政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付に係る指定納付受託者を指定したので告示します。

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

宝塚市長 山崎 晴恵

記

- 1 指定納付受託者の名称 株式会社 NTT データ
代表取締役 佐々木 裕
- 2 指定納付受託者の所在地 東京都江東区豊洲 3-3-3 豊洲センタービル
- 3 納付させる歳入の種類 証明書発行手数料等
- 4 歳入の納付させる期間 自 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
至 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日